

商品カタログ事件

大阪地裁070328



本件カタログにおける工夫は結局のところ**素材の配列又は選択の創造性**に過ぎない**というべきであり、本件カタログはその性質上個々の写真に示された商品を印象づけることを意図して制作されたものであって、ストーリー性を持った読み物とまるでいうことはできないから全体として一個の創造性ある著作物ということはできない」**

編集著作権においても、保護の対象とするの、素材の**選択、配列**についての具体的な表現形式であるから、**素材において**本件カタログと全く異なるYカタログが本件カタログ編集著作権を侵害するものである**ということはできない」**